



まーぶる通信

2012年4月25日

発行者 福富 恵美子／編集者 高田 一範

〒615-0882 京都市右京区西京極葛野町 39 番地 TEL (075) 874-5639 FAX (075) 874-5640

E-mail: marble.2009@room.ocn.ne.jp ホームページ: <http://www.marble2009.org>

4月から 障害者自立支援制度が変わりました。

松山 尚樹

障害者自立支援法違憲訴訟の解決に向けて平成22年1月7日に、障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と厚生労働省が基本合意文書

を取り交わされました。

そこには、障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定等5項目の基本合意があります。

しかし厚労省は、障害者自立支援法廃止による制度の激変に伴う混乱が生じるとして、平成24年4月より障害者自立支援法を一部改正し、サービス体系の再編と介護報酬の見直しによる実質的な介護報酬の引き下げを行いました。

これまでも、事業所は介護報酬が低い為にホームヘルパーを正職員として雇えず、登録型労働者（半ば日雇い労働者）として雇い、利用者から依頼のあった時だけ労働契約を結ぶ事で人件費を低く抑えるといった企業努力を求められてきました。

その為、緊急の依頼等に対応する為のホームヘルパーを事業所へ待機させることができませんから、利用者は毎月計画的に生活することを求められます。

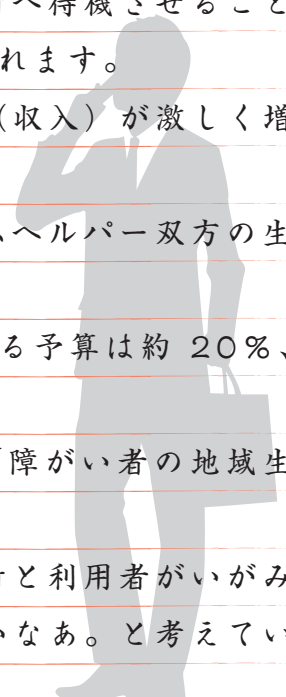
また、ホームヘルパーはご利用者様からのご依頼により勤務（収入）が激しく増減する為、収入面で生活を安定させる事ができません。

現在の在宅介護サービスの制度は、このように利用者とホームヘルパー双方の生活を圧迫するといった問題を抱えています。

厚労省の予算は国家予算全体の約30%で、その内、福祉に係る予算は約20%、国家予算全体の約6%です。

このような厳しい状況の中、居宅介護事業所まーぶるでは、「障がい者の地域生活をどれだけ守れるか」といった課題に挑戦しています。

私は、問題の本質が制度と予算にあることを見失わずに事業所と利用者がいがみ合う事無く、手を取り合って行政に働きかける事ができればいいなあ。と考えています。



まーぶるつらむ

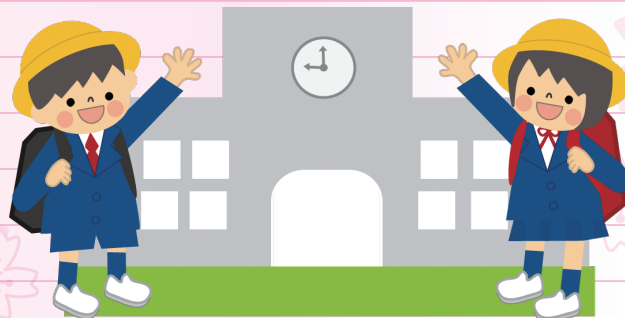
学 校

大橋 奈緒子

厳しい寒さの冬から、少しずつ暖かさを感じられるようになりましたね。真っ白な雪から、ピンクでかわいらしい梅や桜の季節になりました。中には、花粉症で苦しい春を送られている方もおられるかもしれませんが…。

さて。春と言えば、卒業式も終り入学式や入社式、進級など新しい環境に変わる時期ですね。新しい環境に入る人もいれば、新しく入る人を迎える人も。いろいろな立場で「新しさ」を迎える時期になっていますね。

そこで、今回のテーマは…障がいのある方と学校をテーマに考えていきたいと思います。



その昔…就学猶予・就学免除という制度がありました。この制度ができたのは今から 100 年以上前の 1900 年にまでさかのぼります。本来、教育とはその人の「能力」に応じて「等しく」教育が受けられるはずですが、この制度によって、学校へ行かなくてもいい人が出てきました。…と書くといい制度のように聞こえるかもしれませんが、実際は「学校へ行きたくても行かせてもらえない」と書いた方がいいのかもしれない。

その後、1960 年代後半から 1970 年代にかけて、障がい児でも学習を受ける権利やそのための教員確保などが検討され、1979 年にはついに養護学校の義務制が実施され、ようやく障がいのある児童が、学校に通うための基礎が出来上がったのでした。

そんな時代から、現在では「養護学校」という名前から「特別支援学校」という名称へ変更され、地域の学校にも「育成学級」や「特別支援学級」なども作られてきています。

そして、「インクルージョン教育」や「インクルーシブ教育」なんて言葉も出てきています。こうやって、カタカナで書かれると難しい言葉のように思えて中には「いや」なんて拒否してしまう方もおられるかもしれませんが、訳してみると…インクルージョンとは「包括、包含」。インクルーシブとは「包含した、含んだ」という意味になります。

学校を分けて、特別な配慮が必要な人のかためてしまうのではなく、かといって、単に同じ場所に入れて同じ教育を行うのでもなく。特別な配慮が必要な人たちに対して、必要に応じた教育を行う。それが、たとえば車椅子利用している方ならスロープの設置であったり、聴覚障がいのある方なら手話通訳や、要約筆記などの配慮になりますね。

今は、「障がい」と言ってもとても幅広く、車いすを利用している人や、白杖を持っている人など目でみてわかるものだけでなく、算数がどんなに工夫して頑張ってもできない。とか、人との関わりがうまくいかない。なんて方もおられます。

障がいの定義が広がるにつれ、学校内におられる何らかの障がいがある人も増え、中には少し関わり方などを工夫すればみんなと同じ教室で授業を受けることが可能な人もいます。

個人に合った計画を立て、それを実践していくって、教育も福祉もよく似ていますよね。みんな一緒ではないからこそ、それぞれに合ったものが気になるんですね。そうやって、一人一人のことを考えられるようになっていきたいですね。

☆ヘルパー研修を充実させています☆

濱 純子

まーぶるではヘルパーの知識と技術、意識の向上のために毎月ヘルパー研修を行っています。これまでは月1回オープンスペースに集まって、福富理事長や松山主任を講師に座学を行う形が多かったのですが、今年からは研修を2パターンで進めていくことにしました。

そのひとつは、個別サポートです。まーぶるの理念や障がい者支援の考え方の理解を深めたい、“生きる・活かす”ということを考えるきっかけとしたい、各ヘルパーがそれぞれに興味のある分野の理解を深めていくことを目的としています。

もうひとつは、オープンスペースに集まって行うグループ研修です。食事介助や移動介助などの実際の業務の体験や技術の向上や、それぞれの思いをディスカッションしたいといった、たくさんのヘルパーが集まってこそ学べる内容にしています。



このグループ研修、外部からの講師も積極的に活用しようと考えています。警察署の指導による安全運転講習、消防署員による普通救命講習、歯科衛生士によるブラッシング指導などです。4月に普通救命講習を行うので講師派遣依頼の連絡をした際に、「障がいをお持ちの方を救急搬送する際に困ったこと、欲しいと思った情報などはありますか？」とお尋ねしたところ、「例えば人互呼吸器利用の方の場合、1回の換気量等の呼吸器の設定状態がすぐに分かれれば対応が速くできます。他にもいろいろと経験してきましたので、ぜひとも講習時にディスカッションしましょう」と言ってもらえました。

様々な分野のプロから利用者様の生活を安心・安楽にする技術を学ぶ一方、それらの方々に“障がいのある方々にはどのような対応・工夫が必要か”を知ってもらう機会ともしていきたいと思います。

新人職員の紹介

みなさん、こんにちは。この4月から事務員として働かせていただくことになりました紀野 有美です。

これまで、福祉施設を含めいくつかの職場で事務職に就いていました。大学卒業時は亀岡市内の入所施設で、わあかの期望ではあいますが直接支援員として働いていました。

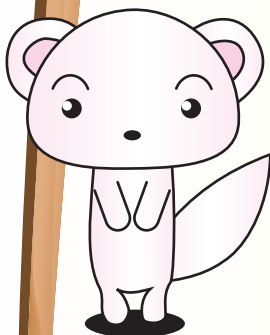
まーぶるの法人理念で謳われているように、‘まーぶる’（大理石）の輝ける一石のひとつとなれるよう、これから一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

お知らせ

4月よりひかりかぜ保育園の跡地をお借りし、改装工事を行っております。

ご近辺の皆さまにご迷惑をおかけしておりますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

編集後記



さてさて、無事にまーぶる通信 第8号を発行でき、ちょっと達成感に浸っている高田であります！

前号を世に送り出したのちに、「まーぶる通信、読みやすかったよ」とおっしゃっていただき、印刷物にかかわるもののはしぐれとしてとても嬉しかったです。

通信の発行部数も号を重ねるごとに順調に右肩上がりとなっており、多くの皆様に読んでいただいているんだなぁと実感しております。

通信を読んでいただいて、ご意見ご感想などありましたら、これからの参考にさせていただきますのでお教え下さい。